第155回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項

事業報告	
業務の適正を確保するための体制	1頁
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	3頁
連結計算書類	
連結株主資本等変動計算書	5頁
連結注記表	6頁
計算書類	
株主資本等変動計算書	17頁
個別注記表	18頁

古河機械金属株式会社

当社は、第155回定時株主総会招集ご通知に際して、株主の皆様に提供すべき書類のうち、事業報告「業務の適正を確保するための体制」、「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト(https://www.furukawakk.co.jp/ir/stock/meeting_info.html)に掲載することにより、提供しております。

事業報告

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりです。

当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・当社グループの役職員の行動規範、行動基準として「古河機械金属グループ企業行動憲章」および 「古河機械金属グループ役職員行動基準」を定め、法令遵守にとどまらず広く企業の社会的責任 (CSR) を果たし、あらゆる分野で持続可能な社会の実現に貢献できる企業活動を目指す。この取り組 みを推進するため、当社グループ各社にコンプライアンス責任者を置くとともにサステナビリティ推 進会議を設置し、当社グループにおけるサステナビリティへの取り組みおよびCSRの実践に努める。
- ・当社グループの取締役および使用人の業務執行の適法性を確保するため、会社法等の法令および定款 に適合した取締役会規程等の規程を当社グループ各社において制定し、適正に運用する。
- ・コンプライアンス委員会において、当社グループの役職員が実践するためのコンプライアンスの基本 方針を策定し、体制の整備等を行う。
- ・当社グループの役職員のコンプライアンス違反に対しては、「古河機械金属グループ コンプライアンス規程」に基づいて厳正に対処し、また内部通報制度を設け、実効性のある運用に努める。
- ・当社グループの内部監査機関として監査室を当社に設置し、当社グループの経営活動全般にわたる管理の状況および業務執行の適法性、有効性等に関する監査を行う。
- ・金融商品取引法に基づく「内部統制報告制度」の適用に当たっては、財務報告の信頼性確保のため、 管理運営の統括部署を当社経理部、評価担当部署を当社監査室とし、財務報告に係る内部統制の整備、 運用および評価を進める。
- ・反社会的勢力とは、「古河機械金属グループ役職員行動基準」に基づき、関係を持たない。

② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役会、経営会議等の議事録、決裁に関する文書等の取締役の職務執行に係る情報(文書および電 磁的記録)は、法令および社内規程等に基づき、保存、管理する。

③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・損失の危険(以下「リスク」という。)の管理を当社グループの事業活動を行ううえでの重要な事項と 認識し、事業活動におけるリスク状況の把握と検討を行うとともに、リスクの未然防止、発生したリ スクへの対処、是正等に取り組む。
- ・リスクマネジメント委員会において、当社グループのリスクマネジメントに関する方針の策定、体制 の整備、対策等について総合的に検討し、全社的リスクマネジメントに努める。
- ・当社グループのリスクの把握と管理のため、重要な事項については、当社取締役会または当社経営会 議において、厳正に審議し、決定する。
- ・当社グループの環境保全、製品安全に関しては、それぞれ環境安全管理委員会、品質保証委員会を設置し、専門に審議検討を行い、その対策を推進する。
- ・事業活動上のリスク対応と管理の有効性を確保するため、当社監査室により当社グループの内部監査 を実施する。

④ 当社および子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社において執行役員制度を採用し、意思決定の迅速化と責任の明確化を図り、効率的な経営を進める。当社グループの重要な経営事項については、当社取締役会規程、当社経営会議規程および「古河機械金属グループ事務取扱規程」に基づき、その重要性に応じて当社取締役会付議、当社経営会議付議および社長決裁等により決定する。
- ・当社取締役会において決定された経営計画のもと、当社グループの取締役、執行役員その他使用人が、 その目標達成のため業務を執行し、当社取締役会、当社経営役員会においてその執行状況を報告する。

5 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・子会社のうち中核事業会社については、各社の社長が毎月、当社経営役員会において、各部門の業務執行の報告を行う。
- ・中核事業会社以外の子会社については、当該会社を所管する中核事業会社の社長または当社の所管管 理部門長が毎月、当社経営役員会において、各部門の業務執行の報告を行う。
- ・「古河機械金属グループ事務取扱規程」に基づき、子会社の社長は、特定の業務の執行および緊急の案件について、当社の所管管理部門長に報告を行う。

⑤ 当社監査役の職務を補助すべき使用人の当社取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役による監査を補助するため、監査役会事務局を設置し、その事務局員の人事については、事前 に監査役と協議する。
- ・監査役会事務局員は、監査役からの直接の指揮命令に従う。

▽ 当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社監査役に 報告をするための体制

- ・当社監査役は、当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人に対し必要に 応じて、また当社グループ各社の事業所の業務調査を実施した際に、業務執行に関する報告を求める。
- ・当社監査役は、当社会計監査人に監査内容について随時報告を求めるほか、当社監査室からは、当社 グループ各社の監査の結果につき報告を受けるなど、当社会計監査人および当社監査室との連携を図 る。
- ・内部通報制度により通報された情報は、相談窓口担当者から当社監査役に報告される。
- ・「古河機械金属グループ コンプライアンス規程」において、通報者は内部通報を行ったことにより解雇 等不利な取扱いを受けないことを規定する。
- ・当社グループの役職員が、当社監査役に報告を行った際に、不利な取扱いを受けないことを確保する ための体制を整備する。

③ 当社監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の 執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・監査役が職務を執行するために必要な費用は、予算を計上し、監査役からの請求に基づき、当社が速 やかに処理する。

⑨ その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役会、経営会議、経営役員会等の重要な会議に、監査役が出席するものとし、議事録や決裁に関する重要な文書等を監査役の閲覧に供する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)を整備しておりますが、 その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

1 内部統制システムの整備に関する基本方針の改定

・当社は、2021年10月28日開催の取締役会決議により、内部統制システムの整備に関する基本方針の内容を一部改定いたしました。

② 取締役の職務執行

・当事業年度は、取締役会を16回開催し、法令および定款等に定められた事項ならびに経営上重要な事項を決定するとともに、月次の経営業績および業務執行の状況について、担当取締役から取締役会に報告しております。

3 コンプライアンス体制

- ・当社は、コンプライアンス委員会を設置しております。当該委員会は、当社グループのコンプライアンス体制整備、周知、教育・研修に関する基本方針を策定し、当該方針の実施状況について確認しております。
- ・当社は、当該方針に基づき、当社グループの役職員に対し、コンプライアンスに関する研修を実施しております。また、コンプライアンス・マニュアルを当社グループの全役職員に配付し、コンプライアンスの周知徹底を図っております。
- ・当社グループの役職員のコンプライアンス違反に対しては、コンプライアンス委員会が行為の内容や理由等を調査し、是正措置および再発防止策を策定しております。 また、内部通報制度については、社内外に複数の窓口を設け、コンプライアンス違反に関する通報に対しては、厳正に対処しております。

4 リスクマネジメント体制

- ・当社は、リスクマネジメント委員会において、当社グループにおける全社的リスクマネジメントを実施するとともに、環境安全管理委員会および品質保証委員会を設置し、両委員会が策定する分野別の基本方針に基づき、リスクマネジメントを行っております。
- ・リスクマネジメント委員会は、全社的リスクマネジメントに関する方針の策定、体制の整備、対策等について総合的に検討し、グループ各社の事業継続計画(BCP)の策定等の重要事項については、部会を設置し、個別に対応しております。環境安全管理委員会は、当社グループの環境・安全の重点活動目標を定め、事業活動に伴う環境影響評価や、環境・安全に関するリスクの抽出と予防措置の徹底を行っております。品質保証委員会は、当社グループの製品・サービスにおけるリスクマネジメントや、品質保証の観点から製品安全レベルの向上を推進しております。
- ・当社は、当社グループ全体で重大災害対応に取り組むための計画の基本方針として「古河機械金属グループ事業継続計画 基本方針」を制定し、当該方針に基づき当社グループ全体に適用するBCPとして、「古河機械金属グループ事業継続計画」を策定しております。また、安否確認システムおよび非常時通信用トランシーバーを使用した災害訓練を継続的に実施しております。

⑤ 内部監査の実施

- ・当社は、当社グループの内部監査機関として監査室を設置し、5名の人員で当社グループの経営活動全般にわたる管理の状況および業務執行に関する監査を実施しております。
- ・監査室は、内部監査計画に基づき、当社グループの内部監査を実施し、改善が必要な事項を指摘して おります。また、前事業年度において指摘した事項について、フォローアップ監査を実施し、改善措 置の実施状況を確認しております。

6 監査役の監査体制

・監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、当事業年度は、監査役会を7回開催して監査役間の情報共有を図り当社グループの状況を把握しております。また、取締役会に出席するとともに、取締役、執行役員その他使用人と対話を行い、監査室および会計監査人と連携し、取締役および使用人の職務

の執行状況を監査しております。

- ・常勤監査役は、経営会議、経営役員会等の重要会議に出席し、必要な場合は意見を述べております。 また、経営会議等の重要会議の議事録および決裁に関する重要な文書等を閲覧するとともに、当社グループの各事業所に対して往査を実施しております。
- ・監査役会事務局員については、2名置いており、監査役からの指揮命令に従って監査役の監査を補助しております。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

第155期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円、単位未満切捨表示)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	
2021年4月1日期首残高	28,208	2	50,025	△1,862	76,373	
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	△1,953	-	△1,953	
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	6,477	-	6,477	
自己株式の取得	-	-	-	△334	△334	
土地再評価差額金の取崩	-	-	7	-	7	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	
連結会計年度中の変動額合計	-	-	4,531	△334	4,196	
2022年3月31日期末残高	28,208	2	54,557	△2,197	80,570	

その他の包括利益累計額					dr ± #□#+→			
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	非支配株主持 分	純資産合計
2021年4月1日期首残高	11,303	351	2,609	△826	1,959	15,396	2,594	94,364
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△1,953
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	6,477
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△334
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	-	-	7
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	528	△644	△7	862	547	1,286	227	1,513
連結会計年度中の変動額合計	528	△644	△7	862	547	1,286	227	5,710
2022年3月31日期末残高	11,832	△292	2,602	35	2,506	16,683	2,821	100,075

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- 1-1 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 32社
 - (2) 主要な連結子会社の名称

古河産機システムズ(株)、古河ロックドリル(株)、古河ユニック(株)、古河メタルリソース(株)、古河電子(株)、古河ケミカルズ(株)

前連結会計年度に比べて連結子会社数は、山石金属(株)の株式を取得したことにより1社増加しております。

1-2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社

関連会社のうち、いわき半導体(株)ほか4社に対する投資について、持分法を適用しておりま す。

(2) 持分法を適用しない関連会社等

関連会社であるユニック静岡販売(株)ほか5社は、それぞれ連結純損益及び利益剰余金等に与える影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

1-3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、次の各社の決算日は12月31日です。連結計算書類作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

Furukawa Rock Drill USA, Inc.、Furukawa Machinery Corp.、Furukawa Rock Drill Europe B.V.、Furukawa Rock Drill Korea Co., Ltd.、古河鑿岩机械(上海)有限公司、Furukawa Rock Drill India Pvt. Ltd.、Furukawa Rock Drill Latin America, S.A.、Furukawa Machinery Asia Sdn Bhd、Furukawa Unic (Thailand) Co., Ltd.、泰安古河随車起重机有限公司、LLC Furukawa Unic Rus、Port Kembla Copper Pty. Ltd.、PKC Properties Pty. Ltd.、FD Coil Philippines, Inc.

1-4 会計処理基準に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資以外のもの………… 産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等… 移動平均法による原価法

- ② デリバティブ…… 時価法
- ③ 棚卸資産……… 銅関係棚卸資産は、移動平均法による原価法(貸借対照表価額

については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)により評価しております。その他の棚卸資産は、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)により評価しており

ます。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産(リース資産を除く。)

主として定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物2年~60年機械装置及び運搬具2年~22年

② 無形固定資産 (リース資産を除く。)

定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

連結子会社の一部が、支給見込額に基づき計上しております。

③ 環境対策引当金

PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の処理費用の支出に備えるため、当該費用見込額を計 上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

当社グループは、事業持株会社体制の下、主に中核事業会社を基礎とした製品等のセグメントから構成されており、「産業機械」、「ロックドリル」、「ユニック」、「金属」、「電子」、「化成品」、「不動産」を報告セグメントとしております。

① 製品の販売

各報告セグメントにおける製品の販売による収益は、製品の引き渡し時点で製品に対する 支配が顧客に移転し履行義務を充足したと判断し、収益を認識することを原則としておりま す。

産業機械部門、ロックドリル部門、ユニック部門等の機械事業における国内の製品販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時点までの期間が通常の期間である場合、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

金属部門、電子部門、化成品部門等の素材事業における国内の製品販売においては、製品の引き渡し又は検収時点で、製品に対する支配が顧客に移転し履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。

輸出販売においては、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が 顧客に移転した時点で、収益を認識しております。

工事契約等

産業機械部門における工事契約等については、製品又は役務に対する支配が一定期間に渡り移転し履行義務を充足すると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗に基づき一定の期間にわたり収益を認識しています。進捗度は主に、履行義務の充足のために発生した原価の当該履行義務の充足に対して予想される総原価見積額に占める割合に基づき見積りを行っております。

収益は、顧客との契約において約束された対価から、返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。また、当社グループでは、契約開始時に顧客に財またはサービスを移転する時点と顧客が支払う時点までの期間が1年以内であると見込まれるため、対価に係る金融要素について調整を行っていません。なお、当社グループが代理人として取引を行っていると判断される取引はありません。

また、その他の源泉から生じる収益であるロックドリル部門における機械のリース・レンタル、不動産事業における商業ビルの不動産賃貸収入等については、賃貸借契約に基づく契約期間にわたり計上しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

② ヘッジ会計の処理

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約は振当処理を、金利スワップ特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を適用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ヘッジ対象

為替予約 : 外貨建資産・負債及び外貨建予定取引

金利スワップ :借入金(変動利率)

商品先渡取引 :棚卸資産

ハ. ヘッジ方針

実需に基づいた為替予約及び発生金利の元本残高に基づいた金利スワップを行っております。

棚卸資産の商品価格変動リスクを回避する目的で、商品先渡取引を実施しております。

二. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象の資産・負債に関する重要な条件が同一であることを確認しております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしていることを確認しております。

商品先渡取引については、毎月、ヘッジ対象物とヘッジ取引の取引量が一致するように管理しております。

③ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として 15年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

④ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

⑤ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定です。

2. 会計方針の変更に関する注記

2-1 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従って、ほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この変更が、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微です。

収益認識会計基準を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

2-2 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これにより、市場価格のあるその他有価証券の評価基準について、決算期末日前1か月の市場価格等の平均に基づく時価法から、決算期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しました。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「不用品処分益」は、金額的 重要性が増加したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。また、前連結会計年 度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取利息」は、金額的重要性が低下したた め、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるた め、前連結会計年度の連結計算書類の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「受取利息」179百万円、「その他」762百万円は、「不用品処分益」65百万円、「その他」876百万円として組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別利益」の「投資有価証券売却益」は、金額的重要性が低下したため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結計算書類の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「投資有価証券売却益」 4,078百万円、「その他」26百万円は、「その他」4,105百万円として組み替えております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

退職給付に係る資産退職給付に係る負債2,543百万円

産業機械部門における一定の期間にわたり履

行義務を充足し認識する収益 5.550百万円

5. 連結貸借対照表に関する注記

5-1 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物0百万円 (0百万円)土地1,311百万円 (1,311百万円)計1,311百万円 (1,311百万円)

(2) 担保に係る債務

長期借入金 (1年以内返済予定分を含む。)1,186百万円 (1,186百万円)計1,186百万円 (1,186百万円)

上記のうち、()内は財団組成額及び当該債務を示しております。

5-2 有形固定資産の減価償却累計額 72.244百万円

5-3 保証債務、手形遡及債務

保証債務 1,178百万円 裏書手形 113百万円

5-4 債権流動化に伴う買戻し義務 1,420百万円

5-5 土地の再評価

当社において「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に 定める地価税法に基づいて合理的な調整を行って算定する方法によっております。

- ・再評価を行った年月日 2002年3月31日
- ・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額 が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回った場合の差額

1.535百万円

5-6 固定資産の取得価額から直接減額された

国庫補助金累計額 247百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

6-1 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式

40.445.568株

6-2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決	議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6定時株		普通株式	利益剰余金	1,953	50	2021年 3月31日	2021年 6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定 時 株 主 総 会	普通株式	利益剰余金	1,941	50	2022年 3月31日	2022年 6月30日

7. 金融商品に関する注記

7-1 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については定期的に市場価格の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金(主として短期)及び設備投資資金(長期)であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引の執行・管理については、実行方針・実行状況等について、関係取締役の承認を得て各事業部門で行っております。

7-2 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額(※1)	時価(※1)	差額
(1) 投資有価証券 (※3)	30,316	30,316	_
(2) 長期借入金 (※4)	(57,339)	(58,005)	665
(3) デリバティブ取引 (※5)	(197)	(197)	_

- ※1 負債に計上されているものについては、()で示しております。
- ※2 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「未払金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- ※3 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額5,543百万円)は、「投資有価証券」には含まれておりません。
- ※4 1年以内返済予定の「長期借入金」については、「長期借入金」に含めて記載しております。
- ※5 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目がある場合については、()で示しております。

7-3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

NΔ				
区分	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	30,316	_	_	30,316
デリバティブ取引				
商品関連	_	113	_	113
資産計	30,316	113	_	30,430
デリバティブ取引				
通貨関連	_	311	_	311
負債計	_	311	_	311

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分		時	插		
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
長期借入金	_	58,005	_	58,005	
負債計	_	58,005	_	58,005	

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

活発な市場における相場価格を用いて上場株式を評価しており、レベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

取引先金融機関、契約を締結している商社等から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

- 8-1 賃貸等不動産の状況に関する事項 当社及び連結子会社の一部では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル(土地を含む。)等を有しております。
- 8-2 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時 価
29,973百万円	41,797百万円

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。
- (注2) 当連結会計年度末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額 または一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標を用いて調整した金 額によっております。

9. 収益認識に関する注記

9-1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

		報告セグメント				
	産業機械	ロック ドリル	ユニック	金属	電子	化成品
収益認識の時期						
一定の時点で移転さ れる財	11,814	29,260	28,305	102,995	7,271	7,896
一定の期間にわたり 移転される財	5,800	0			_	
計	17,615	29,261	28,305	102,995	7,271	7,896
主たる地域市場						
日本	17,160	11,574	22,087	76,383	6,669	7,692
アジア	356	2,659	3,486	26,611	322	204
その他	98	15,027	2,731	_	280	_
計	17,615	29,261	28,305	102,995	7,271	7,896
その他の収益	107	1,648	_	_	_	_
外部顧客への売上高	17,723	30,910	28,305	102,995	7,271	7,896

(単位:百万円)

	報告セク	ブメント	その他	合計
	不動産	計	(注) 1	
収益認識の時期				
一定の時点で移転さ れる財	167	187,712	1,879	189,591
一定の期間にわたり 移転される財	I	5,801	I	5,801
計	167	193,513	1,879	195,393
主たる地域市場				
日本	167	141,735	1,790	143,526
アジア	_	33,640	88	33,728
その他	_	18,138	_	18,138
計	167	193,513	1,879	195,393
その他の収益	1,947	3,703	_	3,703
外部顧客への売上高	2,115	197,217	1,879	199,097

⁽注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、金属粉体事業、運輸業等を含んでおります。

- 9-2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1-4 会計処理基準に関する事項(4) 重要な収益及び費用の計上基準 に記載のとおりです。
- 9-3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
 - (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	27,137
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	26,896
契約資産(期首残高)	892
契約資産(期末残高)	1,447
契約負債(期首残高)	1,999
契約負債 (期末残高)	1,349

契約資産は主に産業機械部門における工事契約等について、期末日時点で履行義務の充足が完了しているものの、未請求の役務に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものです。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で、顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は当社及び連結子会社の物品の販売、役務の提供及び工事契約に係る前受金に関するものです。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,605百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

(単位:百万円)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	当連結会計年度
1年以内	5,488
1年超2年以内	1,483
2年超3年以内	344
3年超	32

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたり、実務上の便法を 適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。 未充足の履行義務は、産業機械部門における工事契約等を対象としております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

2,505円01銭

(2) 1株当たり当期純利益

165円87銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(委託製錬契約の一部終了)

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、当社グループの連結子会社である古河メタルリソース株式会社と委託製錬先である小名浜製錬株式会社との間で締結している委託製錬契約を2023年3月末をもって終了することを決議いたしました。

(1) 契約終了の理由

当社グループは、古河メタルリソース株式会社において、銅の委託製錬事業を行っております。近年の銅製錬事業環境については、収益の源泉である鉱山会社からの買鉱条件収入が、主に中国の旺盛な買鉱需要を背景とした需給の不安定化などにより、製錬会社側に不利な状況となっており、製錬費が買鉱条件収入を上回る状態が継続しております。

古河メタルリソース株式会社では、こうした事業環境による委託製錬事業の赤字構造に対し、 不採算である銅地金および硫酸の輸出を削減するために、段階的な減産を行ってきましたが、更なる抜本的な取り組みが必要と判断し、銅の年間生産量の約34%(約24,000トン)を委託する 小名浜製錬株式会社との委託製錬契約を終了することといたしました。

(2) 契約の相手先会社の名称 小名浜製錬株式会社

(3) 契約終了の時期 2023年3月31日

(4) 契約の内容

古河メタルリソース株式会社から小名浜製錬株式会社に対する銅鉱石、粗銅および故銅の製錬 委託契約

(5) 契約の終了が営業活動等へ及ぼす重要な影響

当連結会計年度および2023年3月期の金属部門の業績への影響はありません。2024年3月期の金属部門の業績への影響は、2023年3月期予想の前提条件である銅価9,400米ドル/トン、為替120円/ドルで試算した場合、銅生産量の減少を主因として、売上高は、2023年3月期予想110,700百万円に対し約40,000百万円の減収となる見込みですが、不採算である輸出の減少、委託損益の採算改善を見込み、営業利益は、2023年3月期予想0百万円に対し約400百万円の増益となる見込みです。

計算書類

株主資本等変動計算書

第155期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位:百万円、単位未満切捨表示)

	株主資本										
		利益剰余金									
	資本金		その他利益剰余金				利益剰余金	自己株式	株主資本		
					利益準備金	固定資産 圧縮積立金	特別償却準備金	海外投資等 損失準備金	繰越利益 剰 余 金	合 計	
2021年4月1日期首残高	28,208	2,132	2,351	248	0	19,303	24,035	△1,862	50,380		
事業年度中の変動額											
	-	195	-	-	-	△2,149	△1,953	-	△1,953		
当期純利益	-	-	-	-	-	2,951	2,951	-	2,951		
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	△334	△334		
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	53	-	-	△53	-	-	-		
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	△7	-	-	7	-	-	-		
特別償却準備金の取崩	-	-	-	△84	-	84	-	-	-		
海外投資等損失準備金の取崩	-	-	-	-	△0	0	-	-	-		
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	-	-	7	7	-	7		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
事業年度中の変動額合計	-	195	46	△84	△0	848	1,005	△334	670		
2022年3月31日期末残高	28,208	2,327	2,397	163	0	20,151	25,040	△2,197	51,051		

	その他有価証 券評価差額金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
2021年4月1日期首残高	10,499	2,609	13,109	63,490
事業年度中の変動額				
	-	-	-	△1,953
当期純利益	-	-	-	2,951
自己株式の取得	-	-	-	△334
固定資産圧縮積立金の積立	-	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-
特別償却準備金の取崩	-	-	-	-
海外投資等損失準備金の取崩	-	-	-	-
土地再評価差額金の取崩	-	-	-	7
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	814	△7	807	807
事業年度中の変動額合計	814	△7	807	1,477
2022年3月31日期末残高	11,314	2,602	13,917	64,968

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 決算期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資 以外のもの…… 産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等…… 移動平均法による原価法

1-2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産・無形固定資産(リース資産を除く。) 主として定額法を採用しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を 零とする定額法を採用しております。

1-3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸 念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しておりま す。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき計 上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による 定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれの発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(3) 環境対策引当金

PCB (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の処理費用の支出に備えるため、当該費用見込額を計上しております。

1-4 収益および費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時点で(又は充足するにつれて)収益を認識する。

また、当社の主な収益は、顧客との契約から生じる収益である経営指導料ならびに受取配当金と、その他の源泉から生じる収益である不動産賃貸収入となります。

① 経営指導料

事業持株会社である当社がグループ全体の経営戦略策定、新素材・新技術及び新規事業等の研究開発、グループ資源の最適配分、グループ全体の広報・IR 活動、グループ全体の管理業務サービス等を提供することを履行義務としております。当該履行義務は時の経過につれて充足されるため、契約期間にわたり収益を認識しております。

② 受取配当金

当社子会社からの配当金であり、配当金の効力発生日をもって、収益を認識しております。

③ 不動産賃貸収入

当社の所有する商業ビルの賃貸収入等を売上収益として、賃貸借契約に基づく契約期間にわたり収益を認識しております。

1-5 その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。金利スワップ特例処理の要件を満たしている場合には特例 処理を適用しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定です。

2. 会計方針の変更に関する注記

2-1 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従って、ほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この変更が、当事業年度の計算書類に与える影響は軽微です。

収益認識会計基準を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示することとしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法により組替えを行っておりません。

2-2 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

これにより、市場価格のあるその他有価証券の評価基準について、決算期末日前1か月の市場価格等の平均に基づく時価法から、決算期末日の市場価格等に基づく時価法に変更しました。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「不用品処分益」および「移転補 償金」は、金額的重要性が増加したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表 示方法の変更を反映させるため、前事業年度の計算書類の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」384百万円は、「不用品処分益」11百万円、「移転補償金」159百万円、「その他」213百万円として組み替えております。

前事業年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「固定資産売却益」は、金額的重要性が増加したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の計算書類の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「特別利益」の「その他」6百万円は、「固定資産売却益」6百万円として組み替えております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に 係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

退職給付引当金

5,774百万円

5. 貸借対照表に関する注記

- 5-1 担保に供している資産及び担保に係る債務
 - (1) 担保に供している資産

建物	0百万円	(0百万円)
構築物	0百万円	(0百万円)
鉱業用地及び一般用地	1,311百万円	(1,311百万円)
	1.311百万円	(1.311百万円)

(2) 担保に係る債務

長期借入金(1年以内返済予定分を含む。)	1,186百万円	(1,186白万円)
計	1,186百万円	(1,186百万円)
			

上記のうち、()内は財団組成額及び当該債務を示しております。

5-2 有形固定資産の減価償却累計額

14,295百万円

5-3 保証債務

古河メタルリソース(株)	12,153百万円
古河ロックドリル(株)	1,359百万円
古河産機システムズ(株)	1,035百万円
古河ユニック(株)	623百万円
その他	596百万円
計	15,767百万円

5-4 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権4,232百万円短期金銭債務2,739百万円長期金銭債務1百万円

5-5 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該評価差額のうち税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

・再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に 定める地価税法に基づいて合理的な調整を行って算定する方法によっております。

- ・再評価を行った年月日 2002年3月31日
- ・同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回った場合の差額

1.535百万円

5-6 固定資産の取得価額から直接減額された

国庫補助金累計額 2百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 営業取引による取引高

売上高 5,667百万円 仕入高 35百万円 営業取引以外の取引による取引高 721百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式

1.621.936株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、関係会社株式、退職給付引当金、投資有価証券であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、退職給付信託設定益、その他有価証券評価差額金、租税特別措置法による諸準備金です。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位:百万円)

							<u>π · □/기 기</u>
種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
	古河産機システ ムズ株式会社	所有 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注1)	2,010	関係会社長期貸付金	2,010
				利息の受取 (注1)	6	_	_
		所有 直接100.0%	資金の援助役員の兼任	経営指導料の受取 (注3)	801	売掛金	77
	古河ロックドリ			資金の貸付 (注1)	20	関係会社長期貸付金	14,576
				資金の回収 (注1)	3,731		14,570
				利息の受取 (注1)	175	_	_
子会社	古河ユニック株式会社	所有 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	経営指導料の受取 (注3)	975	売掛金	93
				資金の回収 (注1)	1,126	関係会社長期貸付金	7,021
				利息の受取 (注1)	85	_	_
	古河メタルリソ ース株式会社	所有 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	債務保証 (注2)	12,153	_	_
				保証料の受取 (注2)	16	流動資産 その他	5
	古河ケミカルズ 株式会社	所有 直接100.0%	資金の援助 役員の兼任	資金の回収 (注1)	152	関係会社長期貸付金	4,863
				利息の受取 (注1)	54	_	_
関連会社	Cariboo Copper Corp.	所有 直接25.0%	資金の援助	_	_	関係会社長期貸付金	3,501
				利息の受取 (注1)	72	流動資産 その他	15

取引条件及び取引の決定方針等

- (注1) 子会社及び関連会社への貸付については、市場金利等を勘案して合理的に利率を決定しております。
- (注2) 古河メタルリソース(株)の仕入債務に対して、債務保証を行ったものであり、年率0.2%の保証料を受領しております。
- (注3) 経営指導料の受取については、毎期交渉の上、決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 1-4 収益および費用の計上基準」に記載しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,673円42銭

(2) 1株当たり当期純利益

75円58銭